

○甲斐市公共下水道事業審議会条例

平成16年9月1日

条例第148号

(設置)

第1条 下水道行政の円滑な運営を図るため、甲斐市公共下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 下水道使用料に関する事。
- (2) 受益者負担金に関する事。
- (3) 融資制度に関する事。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 受益者の代表
- (3) 各種団体等の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、各種団体等の代表者のうちから委嘱された委員については、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。